



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田多町二丁目11番地カツミビル7F702 (TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人とMS法人の関係について

MS法人とは「メディカルサービス法人」の略称であり、医療機関以外で医療に関連するサービスを提供する法人を指します。医療法人は医療法上、医療に関連する事業を営利目的で行うことは規制されていますが、MS法人では営利事業を行うことが可能なため、医療法人の補完的な役割を果たし、医療・健康関連のサービスの多様化や効率化に貢献しています。ただし、医療法人との関係上、注意すべき点がいくつかあります。今号では、MS法人の役割や医療法人との関係性について解説します！

MS法人の役割について

MS法人自体は法律で定められたものではなく、一般的な法人（株式会社や合同会社）と同じものです。

MS法人の業務の具体例

- ・人材派遣
- ・給食業務の請負
- ・清掃の請負
- ・保険請求事務・医療事務・経理事務の請負
- ・売店業務
- ・医療機器の管理・販売・賃貸
- ・備品類の管理・販売・賃貸
- ・不動産の管理・賃貸

MS法人の活用例

- ・建物、設備、医療機器、備品をMS法人の所有財産として、医療法人側と賃貸借契約を結ぶ。
⇒資産調達の選択肢が増え、在庫管理業務の一元化を図ることができる。
- ・美容クリニックがオリジナルの化粧品販売を行う。
⇒医療法の規制を受けない事業展開ができ、患者のケアに貢献できる。

医療法人とMS法人の取引についての注意点

従業員の兼務について

平成24年3月に厚生労働省から「医療法人の役員と営利法人の役職員兼務について」という通知が発表されました。この通知において、

「**開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと**」

「**開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと**」

という規定が設けられました。

よって、基本的に**医療法人とMS法人の従業員の兼務は原則不可になります**。*一部例外あり

ちなみに、医療法人の理事長は原則医師しかできませんが、**MS法人の代表者は医師でなくても就任可能です**。



剰余金の配当の禁止

医療法第54条において、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」とあります。

医療法人とMS法人の間に行われる取引価格について、妥当な金額でないと配当とみなされることがありますので、注意が必要です。

(例) 周辺相場に対して高額な賃貸料でMS法人から医療法人に診療所となる建物を賃貸する。



事前の許可、届出が必要なケース

医療機器の販売や賃貸等をMS法人で行う場合、事前の許可や届出が必要なケースがあります。

例えば歯科クリニックでMS法人が歯科技工室の提供を行う場合や、眼科でMS法人がコンタクトレンズ販売を行う場合は、保健所への事前の許可申請が必要になりますので、前もっての準備が大切です。



上記のように、医療法人とMS法人の関係性については注意事項が多くございます。都度専門家にご相談されることをおすすめします。

より詳しく知りたい方はタスク行政書士法人まで、ぜひお気軽にご連絡ください！